

学校保健安全法に基づく感染症の出席停止について

学校において予防すべき感染症が発生した場合、その蔓延を防止するため学校保健安全法第 19 条に基づいて「出席停止」の措置がとられます。

生徒が下表の「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、感染の恐れがなくなるまで登校できません。感染症と診断された時点で速やかに学校へ連絡し、自宅療養をしてください。

出席停止の手続きと手順

1. 医師の診断が出たら（感染が判明したら）その旨を学校に連絡する
2. 医師の指示に従い、外出を控えて治療・安静に専念する
3. 登校できる状態（以下の表を参照）になったら「学校感染症による出席停止届」の感染症証明を医師に記入していただき、登校時に担任へ提出する
 - * インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、医師の治癒証明は不要です。
 - 専用の用紙に保護者が記入して学校へ提出してください。
 - 定期考査中は別途対応を指示いたしますので、担任までご相談ください。

表＜学校感染症と出席停止の基準＞

病名		出席停止期間の基準
第 1 種（1 2 種）		治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
第 3 種	コレラ	病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症など）	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、第 3 種の感染症とすることができる